平成２９年（フ）第１１６６号
千葉県市原市光風台３丁目499番地
債務者　田中美彩子
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１１８４号
千葉市美浜区幸町１丁目１番１―104号
債務者　岡田美千代
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１１８６号
千葉県船橋市金杉６丁目27番３号　コーポパークサイド203号
債務者　石神　礼子
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１２０３号
千葉市花見川区西小中台２番25棟204号
債務者　戸谷　文子
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１２０７号
千葉市稲毛区作草部町1025番地13　作草部コーポ401号
債務者　鴇田　栄次
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１２０８号
千葉県浦安市当代島３丁目15番43―101号　マルエスハイム
債務者　成田　文江（旧姓高森）
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１２０９号
千葉県市原市君塚５丁目25番地12　コモンシティＧ206号
債務者　花田　祐志
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１２１１号
千葉市稲毛区山王町97番地１　オークスクエア112号
債務者　信太　富蔵
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１２２０号
千葉県八千代市勝田台３丁目10番地の15
債務者　佐藤　正啓
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１２３３号
千葉県市原市泉台５丁目24番地５
債務者　工藤　　章
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１２３４号
千葉県市原市泉台５丁目24番地５
債務者　工藤　　渉
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第７５５号
広島市南区比治山町２番３―401号
債務者　佐々木直子（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３４号
香川県三豊市三野町下高瀬2818番地２、住民票上の住所香川県三豊市三野町下高瀬2818番地５
債務者　綾　　幸子
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２９年（フ）第１３２８号
福岡市博多区千代３丁目19番２―1408号
債務者　中富　裕之
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１３５０号
福岡市博多区三筑２丁目２番７号
債務者　古賀　嘉紘
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１３５１号
福岡市博多区三筑２丁目２番７号
債務者　古賀美也子
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１４９１号
福岡市南区清水１丁目16番11―505号
債務者　永留　弘樹
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部